

独立行政法人国立高度専門医療研究センターの理事長
(理事長予定者)の選定に際して求められている事項

I. 運営理念への取組み

1. センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要な具体的なアクションプランをたて、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、それらの具体的な行動計画および成果について、適宜、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。
2. 組織の縦割りを排し、風通しを良くし、現場の意見を常々聴くように努めること。とくに、年に1度は、全職員から、メールや書面で意見を求めるなどの意識調査を実施し、それを基にミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し・改善計画の立案、翌年度の行動計画への反映を行うよう努めること。なお、職員から意見を聞くにあたっては職員への配慮を行い、不利益を被ることなく、自由な意見が言えるような環境を整備するように努めること。

II. ガバナンスの強化に向けた取組み

1. 組織体制について
 - (1) 理事長が法人内で責任ある体制を構築するために、理事長及び理事によって組織される理事会を設置するものとし、理事会の運営方法などについては、別途、理事長及び理事によって定める「理事会規則」にしたがうこと。
 - (2) 理事長は、法人の重要な財産の処分及び譲受け、幹部職員の選任及び解任、重要な組織の設置など、「理事会規則」に定める重要な業務については、理事会の議決を経たのち、執行すること。
 - (3) 理事会は、法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備すること。
 - (4) 理事長直属の企画戦略室（仮称）を設置し、予算の実質的な配分権を行使できる環境を整備すること。
 - (5) 監事の下に、監事室（仮称）を設け、能力・経験ともに十分と考えられる職員を配置し、当該職員に対しては、監事自身で人事評価できるようにするほか、必要に応じて外部からの協力を得ることができるよう予算を確保するなど、監事が独立して監査業務を執行することができる体制を整備すること。

- (6) 監事に理事会に出席し意見を述べる権限、理事長及び理事会に対して事業報告を求める権限、法人の業務及び財産の状況調査権限、並びに理事会招集権限を与えること。
- (7) 理事会は、法人の病院及び研究所ごとに、当該各病院及び各研究所を統括する執行役員を選任するとともに、理事会の直轄機関として、各執行役員で構成される執行役員会議を設置すること。

2. 運営の改革について

- (1) 選任後直ちに、理事体制を定めるとともに、「再生プラン作成チーム（仮称）」を発足させ、概ね平成22年8月までに、「新法人再生プラン（仮称）」を決定するよう努めること。
※新法人再生プラン： センター内外のメンバーによる「再生プラン作成チーム」を設置し、これまでの問題点の整理、解決方針の検討を行い、センターの役割・機能にふさわしい体制等を構築するもの
- (2) 「新法人再生プラン（仮称）」の策定に当たっては、センターのミッションを実現していくために必要な予算計画を立案するよう努めるとともに、アクションプランと予算計画がわかりやすい形で整合性をはかるようにし、成果（評価）がしやすいものを作成するよう努める。また、それについて、国民に対する説明責任に対して十分な配慮を行うこと。
- (3) 「新法人再生プラン（仮称）」を踏まえた、組織・規程・人事の一新（本格的な移行）を、平成22年10月を目途に行うよう努めること。
- (4) 理事のうち、一人以上は、経営・組織マネジメント（可能な限り病院（当該病院を除く）におけるもの）の実績があり、職種間の壁を越えたチームワークを構築し、職員のモチベーションの向上を果たすことのできる人を採用するよう極力配慮すること。